○高萩市個人番号の利用等に関する条例施行規則

平成27年12月28日規則第22号

高萩市個人番号の利用等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、高萩市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める事務及び情報）

第２条　条例別表第１及び別表第２に規定する規則で定める事務及び情報は、別表の左欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

附　則

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事務 | 特定個人情報 |
| 条例別表第１の１の項 | 医療福祉費受給者証の交付及び更新に係る申請の受理並びに決定に関する事務並びに医療福祉費の支給に係る申請及び届の受理及び決定に関する事務 | 当該申請及び届に係る者の市町村民税に関する情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、生活保護法（昭和25年法律第114号）による保護の実施に関する情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付並びにその障害の程度並びに知的障害の程度に関する情報又は児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報 |
| 条例別表第１の２の項 | 法別表第２に規定する市長が処理する事務 | 当該申請及び届に係る者の賦課徴収に係る者の国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法（平成９年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 |
| 条例別表第１の３の項及び別表第２の１の項 | 就学のための援助及び医療に要する費用についての援助に係る申請及び申出の受理並びに認定及び決定に関する事務 | 当該申請及び届に係る者の住民基本台帳法による住民票に関する情報、市町村民税に関する情報、生活保護法による保護の実施に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 |
| 条例別表第１の４の項及び別表第２の２の項 | 就学のための援助に係る申請及び申出の受理並びに決定に関する事務 | 当該申請及び届に係る者の住民基本台帳法による住民票に関する情報、市町村民税に関する情報、生活保護法による保護の実施に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付並びにその障害の程度並びに知的障害の程度に関する情報 |